特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 9 | いちき串木野市 国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の資格管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選 定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を 期している。

評価実施機関名

いちき串木野市長

公表日

令和7年7月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 国民健康保険の資格管理に関する事務 ①事務の名称 国民健康保険法律等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限 度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ ンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または 提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬 |支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国 民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に 係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支 払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」 という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を 共同して行う。 ②事務の概要 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等 事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受 けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管 |理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して 医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報 提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報と オンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付 け情報の提供を行う。 国民健康保険(資格)システム・被保険者マスタ作成システム ③システムの名称 統合宛名システム・中間サーバー・ソフトウェア 次期国保総合システム・国保情報集約システム 2. 特定個人情報ファイル名 国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表の44の項及び国民健康保険法第9条等 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する 1 2) 実施しない 3) 未定 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、42、48、56、65、69、70、71、83、87、115、 ②法令上の根拠 120、131、158、160、161の項及び国民健康保険法第2条等 5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署 | 健康增進課 | | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| ②所属長の役職名 | 健康增進課長 | | | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | | | | | | | |
| 請求先 | いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1 | | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | | | | | | |
| 連絡先 | いちき串木野市 健康増進課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1 | | | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | 目 []適用した | | | | | | |
| 適用した理由 | | | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|--|-------------------|------------|--|---|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | | 17年4月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者数 | | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か | | [| 500人未満] | | <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満 | | |
| | | 令和7年4月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし | | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | |
|--|-------------------|--------------|--------|--------|---|----|------------|
| 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分 | である |] | | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分 ⁻ | である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分 | である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | | | | Γ |]委託しない |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分 ⁻ | である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報提供 | ネットワークシ | ノステムを通 | じた提供を | 除く。) | Ε |]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分 ⁻ | である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | | []接続し | ない(入手) | I. |]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分 ⁻ | である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分 ⁻ | である |] | | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | |
| 7. 特定個人情報の保管・シ | 肖去 | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分 ⁻ | _ |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | |

| 8. 人手を介在させる作業 | []人手を介在させる作業はない |
|---------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | <選択肢> |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [O]自己点検 []内部監査 [O]外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、研修やeラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。

中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- ①物理的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を 厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ②技術的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

ガバメントクラウドにおける措置

①物理的安全管理措置

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
- ②技術的安全管理措置
- ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続 的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

判断の根拠

変更箇所

| 変更固 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------------------|-----------|---|--|------|--------------------------|
| 平成28年4月1日 | | 番号法第9条第1項、別表第一 第30項並びに | 番号法第9条第1項、別表第一 第30項 | 事後 | DELLING WITCH COUNTY |
| 平成28年4月1日 | | 国民健康保険法第9条等 番号法第19条7号、別表第二の27,42,44の項 | 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 番号法第19条7号、別表第二の1, 2, 3、4, 5, | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | | <u> </u> | 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 43. 44. 45. 2016/4/1 | 事後 | |
| | - ' | · · · | | | |
| 平成28年4月1日 | | 2014/12/1 | 2016/4/1 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | I -5-2 | 健康増進課長 所﨑重夫 | 健康増進課長 若松友子 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ -1 | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ-2 | 平成28年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年7月24日 | I -1-3 | 国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム | 国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱ -1 | 2017/4/1 | 2018/4/1 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | II -2 | 2017/4/1 | 2018/4/1 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | I -5-② | 健康增進課長 若松友子 | 健康增進課長 | 事後 | 様式変更によるもの |
| 平成31年4月1日 | II — 1 | 2018/4/1 | 2019/4/1 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II -2 | 2018/4/1 | 2019/4/1 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV | | 項目追加 | 事後 | 様式変更によるもの |
| 令和2年1月1日 | II — 1 | 2019/4/1 | 2020/1/1 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和2年1月1日 | II -2 | 2019/4/1 | 2020/1/1 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和2年10月12日 | I -1-2 | 国民健康保険法律等に基づき、被保険者の届出による資格の得票・変更等の管理、被保険者 | 項目追加 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図 | 事前 | |
| 令和2年10月12日 | I -3 | 出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者 番号法第9条第1項、別表第一 第30項 | 番号法第9条第1項、別表第一 第30項 | 事前 | |
| 令和2年10月12日 | I -4-2 | 番号法第19条7号、別表第二の1, 2, 3、4, 5, 17, 22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、 | 番号法第19条7号、別表第二の1, 2, 3、4, 5, 17, 22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | II - 1 | 2020/1/1 | 2021/4/1 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和3年4月1日 | II -2 | 2020/1/1 | 2021/4/1 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和4年4月1日 | Ⅱ -1 | 2021/4/1 | 2022/4/1 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和4年4月1日 | II -2 | 2021/4/1 | 2022/4/1 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和5年4月1日 | II — 1 | 2022/4/1 | 2023/4/1 | 事後 | 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和5年4月1日 | II -2 | 2022/4/1 | 2023/4/1 | 事後 | 大売 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和6年4月1日 | II - 1, 2 | 2023/4/1 | 2024/4/1 | 事後 | 表売 特定個人情報保護評価の再 実施 |
| 令和7年4月1日 | II -1. 2 | R6.4.1 | R7.4.1 | 事後 | 美 |
| 令和7年4月1日 | | 番号法第9条第1項、別表第一 第30項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項 | 番号法第9条第1項及び別表の44の項及び国 民健康保険法第9条等 | 事後 | |
| 令和7年4月1日 会和7年4月1日 | | 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3、4,5,17,22、26,27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、109の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,42,48,56,65,69,70,71,83,87,115,120,131,158,160、161の項及び国民健康保険法第2条等 | 事後 | |
| 令和7年4月1日 | ш — 1 | 1万人以上10万人未満 | 1,000人以上1万人未満 | 事後 | 1 |